

### 西神楽まちづくり推進協議会の会議ルール

#### 1 会議の公開

会議については、原則公開とする。

※旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱第6条第2項に基づく。

#### 2 会議開催の事前公表（書面会議も同様の取扱い）

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

#### 3 会議の傍聴に関して（参集会議の場合）

傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。

また、本会議の傍聴者には、以下の傍聴ルールを定め、遵守させることとする。

#### 傍聴ルール ～ 傍聴者に対する周知内容 ～

- 1 会議場への入場の際、受付簿にお名前などを記入してください。
- 2 会議中は、静かに傍聴してください。
- 3 会議場において発言を行ったり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表わすような行為は全面的に禁止いたします。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動はしないでください。
- 5 会議場において、許可なく撮影や録音、その他これらに類する行為をしないでください。
- 6 このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

#### 4 会議資料の提供（参集会議の場合）

配布又は閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

#### 5 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、内容については、会長の確認を得た後、これを公表する。

また、委員の自由な発言機会を確保することを重視し、発言者の個人名は記載しない。（会長又は委員という表示で公表を行う。）

#### 6 会議録の公表（書面会議も同様の取扱い）

会議録については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

#### 7 委員名簿

委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。